

生活介護
伊豆ふれあいデイサービスセンター
運 営 規 程

制定	平成24年	4月1日	改定	平成26年	4月1日
改定	平成27年	4月1日	改定	平成27年	9月1日
改定	平成28年	4月1日	改定	平成29年	4月1日
改定	平成30年	4月1日	改定	平成31年	4月1日
改定	令和 3年	4月1日	改定	令和 4年	4月1日
改定	令和 5年	3月17日	改定	令和 6年	4月1日

(目的)

第1条 社会福祉法人共済福祉会が設置する伊豆ふれあいデイサービスセンター（以下「センター」という。）において実施する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定生活介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な介護、支援及び創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者およびその家族のニーズを的確に把握し、個別支援計画を作成することにより、利用者が必要とする適切な障害福祉サービスを提供する。

3 利用者またはその家族に対し、支援の内容および提供方法についてわかりやすく説明する。

4 常に、提供した障害福祉サービスの質の管理、評価を行う。

(提供する障害福祉サービスの種類)

第3条 センターの障害福祉サービスは次のとおりとする。

「生活介護」

(事業の主たる対象者)

第4条 センターの障害福祉サービス対象者は次のとおりとする。

「身体障害者」

(事業所の名称)

第5条 本事業所の名称は次のとおりとする。

伊豆ふれあいデイサービスセンター

(事業所の所在地)

第6条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県田方郡函南町平井717-2

(組織形態・職制)

第7条 センターの組織形態・職制については、社会福祉法人共済福祉会「職制」の定めるところによる。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員等の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成を行い、利用者および家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるように、事業所内のサービス調整、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の心身の状態を的確に把握し、健康管理、保健衛生、看護の適切なサービスが提供されるよう、必要な処置を行う。

(4) 理学療法士 1名

理学療法士は、利用者の身体機能のチェックを行い残存機能の活用と身体機能の維持向上のため必要な訓練を行う。

(5) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って介護を行う。

(6) 医師 1名(嘱託)

医師は、利用者の疾病等の管理および健康状態を診断、把握し、必要な処置を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間ならびにサービス提供時間は次のとおりとする。

(ア) 営業日・・・月曜日から金曜日および管理者が認めた日

(12月31日から1月3日までを除く。)

(イ) 営業時間・・・8:25から17:25

(ウ) サービス提供時間・・・9:00から16:00

(事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、函南町、三島市、沼津市、伊豆の国市、清水町とする。

ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(利用定員)

第10条 センターの利用定員は次のとおりとする。

生活介護 20名

(生活介護の内容)

第11条 センターが提供する生活介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (ア) 個別支援計画の作成
- (イ) 食事・入浴の提供、排泄等についての介助等の支援
- (ウ) 創作活動及び生産活動の機会の提供
- (エ) 身体機能および日常生活機能の維持・向上のためのリハビリテーション
- (オ) 生活相談
- (カ) 健康管理等の相談や援助
- (キ) 送迎サービス
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、生活介護の利用者に必要な支援

(個別支援計画の作成)

第12条 生活介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況ならびに家族等の状況を十分把握し、個別支援計画を作成する。

- 2 個別支援計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、個別支援計画に基づいて生活介護サービスを提供するとともに継続的な支援の管理・評価を行う。

(利用料)

第13条 生活介護サービスを提供した際には、利用者から生活介護サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けものとする。この場合、提供した生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食費

昼食650円(食材料費:350円)

(2) 食事キャンセル料

利用予定日の前々日、前日、当日に利用中止の申し出があった場合、キャンセル料(食材料費相当額)として350円を徴収する。

(3) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

- ・ 特殊な医療用器具等
- ・ 外出支援に係わる交通費、宿泊費、食事代、入園料、駐車場代等
- ・ 行事での特別な食事代

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス提供記録の記載)

第14条 利用者に代わって支払を受ける介護給付費の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第15条 センターの従業者は当会が定める「社会福祉法人共済福祉会個人情報保護規定」(平成17年9月1日)を遵守し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 センターは、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(虐待防止)

第16条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施、委員会の設置等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束の禁止)

第17条 利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、従業者等への周知徹底、必要な研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第18条 センターは、提供した生活介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため「社会福祉法人共済福祉会福祉サービス苦情解決実施要領」(平成13年10月1日)にもとづき受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(賠償責任)

第19条 利用者に対する生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(医療)

第20条 センターは、利用者が必要な診療が受けられるよう、あらかじめ協力医療機関を定め、その連携に努めるものとする。

(衛生管理)

第21条 センターは生活介護サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第22条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第23条 センターの防火、防災その他非常災害対策等については、「社会福祉法人共済福祉会伊豆総合福祉センター消防計画および社会福祉法人共済福祉会地震防災応急計画」の定めるところによる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

3 前項については、事業所において定めた防災計画に基づいて行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 センターは、従業者等の資質の向上のため採用の研修のほか随時階層別の研修を実施する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 センターは、生活介護サービスを行うためケース記録、利用者負担金収納、その他必要な記録・帳簿の整理を行う。

第25条 利用者が福祉サービスの提供を受けるに当たり、利用者及び家族等が留意すべき事項として次のとおり定める。

・設備・器具の利用については、本来の用法に従うこと。

・宗教活動、政治活動、営利活動について、利用者の思想、信仰の自由は尊重するが、他の利用者等に対する活動はしないこと。

・ペットの持ち込みはしないこと。

・個人情報保護を順守すること。

・ハラスメント、その他著しい迷惑行為を行わないこと。

・施設内及び敷地内での喫煙は、原則禁止とする。

(委任)

第26条 この規程に定める事項のほか、運営管理に関する事項は、管理者がこれを定める。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。